

#	改定概要	改定前（一は規約無し）	改定後（赤字が追加もしくは変更部分）
1	『個人情報の取扱いに関する特約』の追加	—	<p>第 42 条 (個人情報の取扱いに関する特約との適用関係)</p> <p>個人情報に関する取扱いについては、本規約のほか、「個人情報の取扱いに関する特約」(https://cdn.p.recruit.co.jp/terms/clu-t-1002/index.html)が適用されます。</p> <p>本規約と「個人情報の取扱いに関する特約」の定めにより矛盾または抵触が存在する場合、「個人情報の取扱いに関する特約」が本規約に優先するものとします。</p>
2	本規約の変更等	<p>第 7 条 (本規約等の変更)</p> <p>1. リクルートは、合理的な範囲で、本規約をいつでも変更できるものとします。</p> <p>2. 本規約を変更する際には、あらかじめ変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、リクルートが運営するウェブサイト内の適宜の場所への掲示する方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、本規約の内容は、変更後の本規約によります。</p> <p>3. 本規約の変更があった場合、加盟店は、本規約の変更後も引き続き本件決済サービスを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。</p>	<p>第 7 条 (本規約等の変更)</p> <p>1. リクルートは、合理的な範囲で、本規約をいつでも変更できるものとします。</p> <p>2. 本規約を変更する際には、あらかじめ変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、リクルート所定の方法で周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、本規約の内容は、変更後の本規約によります。</p> <p>3. 本規約の変更があった場合、加盟店は、本規約の変更後も引き続き本件決済サービスを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。</p>
3	取引代金相当額の支払い、無効、不正取得、偽造カード等の取扱い、取引代金相当額の返還等、遅延損害金	—	<p>第 32 条 (商品等代金の支払の取消および返金等)</p> <p>1. 加盟店は、本件決済サービスにより商品代金の決済が行われた顧客との取引について、返品その他の理由により取消し又は解除を行う場合、リクルートが別途指定する期限までに、リクルートの指定する方法で商品等代金の決済を取り消すものとします。その場合、リクルートは当該決済について第 31 条 (支払方法) に基づく加盟店に対する支払いの義務を負わないものとします。また、かかる場合において、リクルートが加盟店に対し既に当該商品代金を支払っているときには、リクルートは、加盟店に対し、当該代金の返還を求めることができるものとします。当該返金方法には、リクルートの加盟店に対する次回以降の第 31 条 (支払方法) 第 1 項に定める振込額から差引くことによる返還方法も含まれるものとします。この場合であっても、加盟店は、当該決済に関して、第 30 条 (決済手数料) に定める本サービス利用の対価を支払うものとします。</p> <p>2. 次のいずれかに該当する場合には、リクルートは第 31 条 (支払方法) に基づく加盟店に対する支払いの義務を負わず、利用者保護の必要性に鑑み決済事業者と連携のうえ、商品等代金の返還を行うことができるものとします。</p> <p>(1) 加盟店が、本規約の規定に違反して取扱商品の販売を行った場合。</p> <p>(2) 紛失または盗難された決済手段により決済が行われた場合。</p> <p>(3) 偽造または変造された電子的情報により決済が行われた場合。</p> <p>(4) 利用者が当該取引に関し、利用覚えなし、金額</p>

			<p>相違等の疑義をリクルートおよび決済事業者へ申し出た場合。</p> <p>(5) 加盟店の請求内容に誤りがあり、リクルートおよび決済事業者が利用者に請求できないデータがあった場合。</p> <p>(6) 第 13 条（顧客との紛議）に定める問題が生じた場合において、加盟店、決済会社またはリクルートが利用者から商品等代金の支払拒絶・支払留保等の申し入れを受けた場合。</p> <p>(7) 利用者から決済事業者またはリクルートに対し、商品等代金の支払拒絶の申し出があった場合、または決済事業者から支払いが拒絶された場合。</p> <p>(8) 商品等が未発送または未提供の場合。</p> <p>(9) 加盟店が提供すべき商品等の種類、品質、数量もしくは移転した権利が加盟店及び利用者間の原因取引に係る契約の内容に適合せずもしくは故障等が生じた場合であって利用者の利益が著しく害される状況が発生したことまたは加盟店における履行不能が生じたことにより、利用者による加盟店との原因取引に係る契約解除の意思表示がなされたときとリクルートが合理的に判断した場合。</p> <p>(10) 加盟店において第 38 条（契約の解除）第 2 項各号に定める事由に該当するまたは該当するおそれがあるとリクルートが合理的に判断した場合</p> <p>(11) 加盟店がリクルートとの本契約以外の加盟店契約を締結している場合において、当該他の加盟店契約におけるリクルートの支払留保事由に該当したとき。</p> <p>3. リクルートは、第 13 条（顧客との紛議）に定める紛議または前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、当該事項が解決するまでの間、第 31 条（支払方法）第 1 項に定める代金の支払いを留保できるものとし、1 ヶ月を経過しても当該事項が解決しない場合、当該代金の支払義務を負わないものとします。この場合において、リクルートが加盟店に対し支払いを留保した代金には、利息、遅延損害金が付されないものとします。</p> <p>4. リクルートが本条第 2 項各号または前項により第 31 条（支払方法）第 1 項に定める代金の支払義務を負わない場合において、リクルートが加盟店に対し既に当該商品代金を支払っているときには、リクルートは、加盟店に対し、当該商品代金の返還を求めることができるものとします。なお、リクルートが第 31 条（支払方法）第 1 項に基づき今後加盟店に対し商品代金を支払う予定があるときには、当該商品代金から既に支払っている商品代金を差し引くことができるものとします。</p>
--	--	--	--

4	<p>契約の解除</p>	<p>第 36 条 (契約の解除)</p> <p>1. 顧客からの苦情等により、リクルートまたは決済事業者により利用契約の継続が不相当と判断され、リクルートが相当期間を定め催告を行ったにも拘らず当該事由が解消しない場合には、リクルートは、直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>2. リクルートは、加盟店に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1)本件決済サービスの利用を申込みするのに際し、虚偽の届出を行っていた場合</p> <p>(2)第 15 条 (禁止事項) 第 1 項に該当する行為を行っていた場合</p> <p>(3)前号のほか、本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、加盟店がこれを是正しないとき</p> <p>(4)自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合</p> <p>(5)加盟店の信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあるとリクルートが判断した場合</p> <p>(6)差押・仮差押・仮処分の申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合</p> <p>(7)営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合</p> <p>(8)本件決済サービスの利用において信用販売制度を悪用していることが判明した場合</p> <p>(9)リクルートの同意なく決済手数料の支払いを怠った場合</p> <p>(10)加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合</p> <p>(11)リクルートまたは決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合</p> <p>(12)その他リクルートまたは決済事業者が不相当と認めた場合</p>	<p>第 38 条 (契約の解除)</p> <p>1. 顧客からの苦情等により、リクルートまたは決済事業者により利用契約の継続が不相当と判断され、リクルートが相当期間を定め催告を行ったにも拘らず当該事由が解消しない場合には、リクルートは、直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>2. リクルートは、加盟店に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1)6 か月以上に渡り、本件決済サービスの利用がなかった場合</p> <p>(2)本件決済サービスの利用を申込みするのに際し、虚偽の届出を行っていた場合</p> <p>(3)第 15 条 (禁止事項) 第 1 項に該当する行為を行っていた場合</p> <p>(4)前号のほか、本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、加盟店がこれを是正しないとき</p> <p>(5)リクルート及び加盟店の間で締結された他の契約に違反した場合</p> <p>(6)自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合</p> <p>(7)加盟店の信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあるとリクルートが判断した場合</p> <p>(8)差押・仮差押・仮処分の申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合</p> <p>(9)営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合</p> <p>(10)本件決済サービスの利用において信用販売制度を悪用していることが判明した場合</p> <p>(11)リクルートの同意なく決済手数料の支払いを怠った場合</p> <p>(12)リクルートの同意なく、決済手数料、第 31 条に基づき返還すべき商品代金相当額その他の本規約に基づきリクルートに支払うべき金銭の支払いを行わない場合</p> <p>(13)加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合</p> <p>(14)リクルートまたは決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合</p> <p>(15)その他リクルートまたは決済事業者が不相当と認めた場合</p>
5	<p>業務委託</p>	<p>第 9 条 (第三者への委託)</p> <p>1. リクルートは、本件決済サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、リクルートの責任において第三者に委託できるものとします。</p> <p>2. 前項に基づきリクルートがサービスの全部または一部を委託する場合の、委託先の選択、委託先に対する監督並びに委託先の行った業務の結果について、当該委託先が加盟店の指定によるものである</p>	<p>第 9 条 (第三者への委託)</p> <p>1. リクルートは、本件決済サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、リクルートの責任において第三者に委託できるものとします。</p> <p>2. 前項に基づきリクルートがサービスの全部または一部を委託する場合の、委託先の選択、委託先に対する監督並びに委託先の行った業務の結果について、当該委託先が加盟店の指定によるものである</p>

	<p>場合を除き、リクルートが一切の責任を負うものとします。但し、業務の性質に照らしてリクルートが適切と判断する場合ならびにリクルートおよび当該委託先において締結された委託契約に基づき当該委託先が責任を負う範囲について、リクルートは、加盟店に対する責任の履行に伴い、当該委託先を通じて当該責任の履行を行うことができるものとします。</p>	<p>場合を除き、リクルートが一切の責任を負うものとします。但し、業務の性質に照らしてリクルートが適切と判断する場合ならびにリクルートおよび当該委託先において締結された委託契約に基づき当該委託先が責任を負う範囲について、リクルートは、加盟店に対する責任の履行に伴い、当該委託先を通じて当該責任の履行を行うことができるものとします。</p> <p>3. 加盟店は、リクルートの事前の承諾を得ることなく本契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託してはならないものとします。</p> <p>4. 加盟店は、リクルートの事前の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託する場合においても、本規約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとします。また、加盟店は、当該第三者をして、委託契約等の締結により本契約に定める加盟店の義務と同等以上の義務を課すとともに、当該第三者の行為についてリクルートに対して連帯して責任を負うものとします。</p> <p>5. 加盟店は、前項に基づく業務委託先である第三者(以下、「業務代行者」という。)が本規約等に定める全ての義務及び責任を遵守するよう、指導及び監督する責任を負うものとし、業務代行者が委託業務に関連して、リクルート又は他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は、業務代行者と連帯してリクルート又は他の第三者の損害を賠償するものとします。</p> <p>6. 業務代行者において事故が生じた場合、リクルート及び決済事業者は、加盟店を通じて業務代行者に被害拡大の防止策及び再発防止策を指導できるものとし、加盟店は、第4項に定める委託契約等において、業務代行者に対して当該指導に従う義務を課さなければならないものとします。</p> <p>7. 前三項に加え、加盟店がリクルートの承諾を得た上で、決済データ等の取扱いを第三者に委託する場合には、加盟店は、以下の各号に従うものとします。</p> <p>(1) 決済データ等の取扱いの委託先となる第三者が次号に定める義務に従い決済データ等を適確に取扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。</p> <p>(2) 第三者に対して、本規約に定める義務と同等の義務をリクルートに対し負担させること。</p> <p>(3) 第三者における決済データ等の取扱いの状況について定期的又は必要に応じて確認するとともに、必要に応じてその改善をさせる等、第三者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。</p> <p>(4) 第三者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対して決済データ等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。</p> <p>(5) 第三者が決済データ等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該第三者との委託契約を解除できる旨を委託契約に定めること。</p>
--	---	---

6	広告	—	<p>第 29 条 (広告)</p> <p>1. 加盟店は、本件決済サービスについて、リクルートによる事前の承諾なく、広告宣伝してはならないものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項の承諾を得て広告宣伝を行おうとする場合には、次項各号に掲げる事項を遵守し、広告案及び媒体を特定して、リクルートに承諾の申請をすることとします。</p> <p>3. 加盟店は、第 1 項の承諾を得て広告宣伝を行う場合における広告の製作にあたり、以下の事項を遵守しなければならないものとします。</p> <p>(1) 特定商取引法、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、著作権法、商標法並びにそれらに関連する法律、その他関係法令に違反しないこと</p> <p>(2) 顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと</p> <p>(3) 以下の事項を表示すること</p> <p>① 加盟店の商号・屋号</p> <p>② 加盟店の名称・所在地</p> <p>③ 加盟店の電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>④ 顧客が QR 決済等を利用できる旨</p> <p>⑤ 加盟店の代表者又は管理者の氏名及び連絡方法</p> <p>⑥ その他リクルートが必要と認めた事項</p> <p>4. 加盟店は、利用契約が終了した場合は、前項に定める顧客が本件決済サービスを使用できる旨の表示を直ちに取りやめなければならないものとします。</p> <p>5. 加盟店は、決済事業者が指定する者から無償で提供されるもの以外の加盟店標識等を購入する場合には、その代金を支払期日までに支払うものとします。なお、支払われた加盟店標識等の代金は、本契約を解約又は解除した場合にも返還されないものとします。</p>
---	----	---	---

7	<p>リクルート及び決済事業者からの連絡</p>	<p>第23条（通知）</p> <p>1. 本規約におけるリクルートから加盟店に対する通知は、別段の定めのある場合を除き、Air ペイQRの管理サイト、利用端末画面等加盟店が通常閲覧可能な画面（以下、「お知らせ画面」）への掲載または電子メールの送信によって通知するものとします。そのため、管理者アカウントを有する者は、定期的にお知らせ画面および電子メールを確認しなければならないものとします。但し、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段をリクルートにすみやかに連絡するものとし、当該連絡をリクルートが受領した場合には、他の適当な方法で通知することができるものとします。</p> <p>2. 加盟店は、本規約に基づきリクルートへ届け出た氏名、名称、商号、所在地、電話番号またはその他の重要な事項を変更する場合は、事前にリクルートおよびリクルートを通じて決済事業者に対してリクルートまたは決済事業者所定の様式をもって提出するものとします。</p> <p>3. 前項に定める場合のほか、加盟店は、取扱商品等の種別、銀行口座その他リクルートおよび決済事業者へ届け出た事項を変更しようとする場合は、リクルートまたは決済事業者所定の方法により、変更事項および変更予定日等を変更予定日の30日前までにリクルートおよびリクルートを通じて決済事業者へ提出するものとします。</p> <p>4. 加盟店は、電子メールアドレスを変更する場合、リクルート所定の方法により事前にリクルートに通知するものとします。</p> <p>5. 加盟店が本条に定める確認、連絡、提出または通知を怠ったことにより生じた加盟店の損失その他の負担について、リクルートはその責を負いません。</p>	<p>第23条（通知）</p> <p>1. 本規約におけるリクルートから加盟店に対する通知は、別段の定めのある場合を除き、Air ペイQRの管理サイト、利用端末画面等加盟店が通常閲覧可能な画面（以下、「お知らせ画面」）への掲載または電子メールの送信によって通知するものとします。そのため、管理者アカウントを有する者は、定期的にお知らせ画面および電子メールを確認しなければならないものとします。但し、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段をリクルートにすみやかに連絡するものとし、当該連絡をリクルートが受領した場合には、他の適当な方法で通知することができるものとします。</p> <p>2. 加盟店は、本規約に基づきリクルートへ届け出た氏名、名称、商号、所在地、電話番号またはその他の重要な事項を変更する場合は、事前にリクルートおよびリクルートを通じて決済事業者に対してリクルートまたは決済事業者所定の様式をもって提出するものとします。</p> <p>3. 前項に定める場合のほか、加盟店は、取扱商品等の種別、銀行口座その他リクルートおよび決済事業者へ届け出た事項を変更しようとする場合は、リクルートまたは決済事業者所定の方法により、変更事項および変更予定日等を変更予定日の30日前までにリクルートおよびリクルートを通じて決済事業者へ提出するものとします。</p> <p>4. 加盟店は、電子メールアドレスを変更する場合、リクルート所定の方法により事前にリクルートに通知するものとします。</p> <p>5. 加盟店が本条に定める確認、連絡、提出または通知を怠ったことにより生じた加盟店の損失その他の負担について、リクルートはその責を負いません。</p> <p>6. リクルート及び決済事業者が本規約に基づき届出のあった加盟店の住所又は所在地に書面を郵送した場合には、加盟店の受領拒絶、不在その他の事情で書面が到達しなかった場合又は配達が遅延した場合であっても、通常到達すべき時期に到達したものとします。</p> <p>7. リクルート及び決済事業者が本規約に基づき届出のあったメールアドレス(以下「届出メールアドレス」という。)に電子メールを送信した場合には、当該電子メールは、加盟店が受信した時点又はリクルート若しくは決済事業者による送信後 24 時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとします。</p> <p>8. リクルート又は決済事業者が届出メールアドレスに対し、加盟店管理画面のリクルート所定のページに連絡事項を掲示した旨を電子メールにて通知した場合には、加盟店は、速やかに当該連絡事項を確認しなければならず、加盟店による確認又は当該電子メールが前項により到達したとみなされた時点から 24 時間の経過のいずれか早い時点に当該連絡事項は、加盟店に到達したものとします。</p>
---	--------------------------	--	---

<p>8 取扱商品等</p>	<p>第 10 条（提供する商品またはサービス）</p> <p>1. 加盟店は本件決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守するものとします。</p> <p>(1) 加盟店が店舗で提供し、または提供する予定の取扱商品は、加盟店がリクルートもしくは決済事業者へ申請した店舗申請データ、または今後加盟店がリクルートもしくは決済事業者へ提出し、リクルートが承認した修正後の店舗申請データに記載したものに限りこと</p> <p>(2) 加盟店の作成した販売条件や商品説明等を含むコンテンツの表示内容に基づく瑕疵のない取扱商品の販売または提供を行うこと</p> <p>(3) 本規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること</p> <p>(4) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめリクルートにこれを証明する関連書類を提出し、事前にリクルートおよび必要に応じてリクルートを通じて決済事業者の承認を得ること</p> <p>(5) 加盟店における前払式支払手段の使用実績について、決済事業者またはリクルートの求めに応じて決済事業者が指定する一定期間ごとに報告することおよび当該使用実績の正確性の検証のための協力に応じること</p> <p>2. 加盟店は、本規約に従って、取扱商品を顧客に販売もしくは提供することができるものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとします。</p> <p>(1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令の定めに違反するもの</p> <p>(2) 生き物</p> <p>(3) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの</p> <p>(4) 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの</p> <p>(5) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの</p> <p>(6) 通常人の射幸心をあおるもの</p> <p>(7) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの</p> <p>(8) 第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害するもの</p> <p>(9) 第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの</p> <p>(10) リクルートまたは決済事業者のイメージを低下させる販売行為または提供</p> <p>(11) その他決済事業者が指定する規約等において取扱いを禁じるもの</p> <p>(12) その他リクルートまたは決済事業者が不適当と認めたもの</p> <p>3. 取扱商品またはコンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、加盟店の責任において解決するものとします。</p>	<p>第 10 条（提供する商品またはサービス）</p> <p>1. 加盟店は本件決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守するものとします。</p> <p>(1) 加盟店が店舗で提供し、または提供する予定の取扱商品は、加盟店がリクルートもしくは決済事業者へ申請した店舗申請データ、または今後加盟店がリクルートもしくは決済事業者へ提出し、リクルートが承認した修正後の店舗申請データに記載したものに限りこと</p> <p>(2) 加盟店の作成した販売条件や商品説明等を含むコンテンツの表示内容に基づく瑕疵のない取扱商品の販売または提供を行うこと</p> <p>(3) 本規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること</p> <p>(4) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめリクルートにこれを証明する関連書類を提出し、事前にリクルートおよび必要に応じてリクルートを通じて決済事業者の承認を得ること</p> <p>(5) 加盟店における前払式支払手段の使用実績について、決済事業者またはリクルートの求めに応じて決済事業者が指定する一定期間ごとに報告することおよび当該使用実績の正確性の検証のための協力に応じること</p> <p>2. 加盟店は、本規約に従って、取扱商品を顧客に販売もしくは提供することができるものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとします。</p> <p>(1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令の定めに違反するもの</p> <p>(2) 生き物</p> <p>(3) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの</p> <p>(4) 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの</p> <p>(5) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの</p> <p>(6) 通常人の射幸心をあおるもの</p> <p>(7) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの</p> <p>(8) 第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害するもの</p> <p>(9) 第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの</p> <p>(10) 商品券・プリペイドカード・スクールなど講習代金の前受金・入会金・年会費などの商品、サービス提供が完了する前に支払う手段となるもの</p> <p>(11) 印紙・切手・金券・回数券その他の有価証券など</p> <p>(12) オークション（出品代行、落札代行）代金、仲介・委託販売、輸入代行に関するもの</p> <p>(13) 「旅行業法」に基づく「旅行業」の登録が必要なサービス</p>
----------------	---	---

			<p>(14) 施術以外の物品販売</p> <p>(15) スクールなどの講習代金</p> <p>(16) 脱毛・痩身・豊胸、アートメイク・近視矯正・ピアス穴開け等の施術・人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体系を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療</p> <p>(17) 特定商取引法に定義される「訪問販売」「電話勧誘販売」「連鎖販売取引」「特定継続的役務提供」「業務提供誘因販売」に該当するもの</p> <p>(18) 「特定継続的役務提供」に該当しない商品等で、商品等を複数回に渡り又は継続的に引渡し又は提供するもの</p> <p>(19) リクルートまたは決済事業者のイメージを低下させる販売行為または提供</p> <p>(20) その他決済事業者が指定する規約等において取扱いを禁じるもの</p> <p>(21) その他リクルートまたは決済事業者が不相当と認めたもの</p> <p>3. 加盟店が前各項の取扱いを行ったと、リクルート又は決済事業者が判断した場合、リクルートは加盟店に通知することにより、当該加盟店における本決済取引が可能な取扱商品を制限することができるものとします。なお、当該制限により加盟店に生じた損害について、リクルートは賠償する責任を負わないものとします。</p> <p>4. 取扱商品またはコンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、加盟店の責任において解決するものとします。</p>
--	--	--	--